

荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

令和7年5月1日制定

7 荒管経第354号

(副区長決定)

(設置)

第1条 荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画(以下「計画等」という。)の策定に当たり、多様な視点から検討するため、荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告するものとする。

(1) 計画等の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、計画策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する18人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者又は有識者

(2) 区議会議員

(3) 区民等

(4) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に職務上の義務違反、委員たるにふさわしくない行為が認められるとき又は、心身の故障のため、職務の執行に支障がある場合は、委員会は、その委員を除く委員の合議により、その委員を解任することができる。

3 前項の規定により委員の解任があったときは、委員長は速やかに区長にこれを報告する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者である委員の中から、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、委員会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 委員会の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(会議の傍聴等)

第8条 会議を傍聴できる者の定員は、10人以内とする。ただし、会議を行う場所等の都合により員数を変更することができる。

- 2 会議の傍聴等について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の事務局は、管理部経理課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。